

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 18 号

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号及び第22条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第45条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第37条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、「調理師」を「調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員」に改める。

第45条第1項ただし書及び同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1

号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び同項第4号並びに同条第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第14項ただし書中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第22項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第12条 福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び同項第4号、第166条第1項ただし書及び同項第3号並びに第173条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第13条 福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第95条第1項ただし書及び同項第4号、第133条第1項ただし書及び同項第3号並びに第140条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第14条 福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第12項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第15条 福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第12号）の一部を次のよう

に改正する。

第6条第7項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第16条 福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び同項第3号並びに同条第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。